

# 令和3年度事業計画

法人名 社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sup>財団</sup>神奈川県同胞援護会

所在地 横浜市西区岡野二丁目15番6号

## 法人理念

神奈川県同胞援護会は、昭和22年に認可されてから長い間社会福祉事業に携わってきました。救護施設、老人ホーム、保育所、母子生活支援施設、診療所等といった多岐にわたった施設を運営しており、いろいろな場面での福祉サービスを提供することができます。

今後もより多くの社会的・個別的ニーズに対応した福祉サービスを永続的に提供するとともに、発展すべく、すべての職員が理念に基づいた福祉サービスの実践に努めます。

### 1. 人権を尊重します

私たちは、一人ひとりの立場に立ち、人としての尊厳をしっかりと守り、個別性に配慮した、柔軟で適切な対応をしていきます。

### 2. 幸せであるためのサポートをします

私たちは、一人ひとりが安心して生活し、幸せな人生を送ることができるように、専門性をもってサポートしていきます。

### 3. 地域社会と共生していきます

私たちは、地域交流、施設開放といったことはもちろんのこと、福祉の情報発信基地になり、地域社会に溶け込んだ活動をしていきます。

## I 概要

### 1. 基本方針

法人理念に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを推進します。

また、法や制度の狭間で生活に困難をきたしている方々に対し、地域の関係機関によるネットワークを活用しつつ、その課題を解決するために迅速できめ細やかな援助を行います。

《実施事業》

#### (1) 第一種社会福祉事業

- ①救護施設 … 「平塚ふじみ園」および「救護施設岡野福祉会館」の設置経営
- ②母子生活支援施設 … 「母子生活支援施設1」および「母子生活支援施設2」の設置経営
- ③養護老人ホーム … 「相模原養護老人ホーム」の設置経営
- ④特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） … 「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- ①保育所 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「衣笠愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」「一之宮愛児園」および「逗子なないろ保育園」の設置経営

保育所事業運営方針

- 1. 児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的にすすめる。
- 2. 地域社会との連携を図り、すべての子育て家庭の支援をおこなう。

- ②一時預かり事業 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「逗子なないろ保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」および「一之宮愛児園」における事業運営
  - ③子育て短期支援事業 … 「母子生活支援施設2（ショートステイ）」の事業運営
  - ④老人デイサービス事業（通所介護事業） … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野デイサービスセンター」の事業運営
  - ⑤老人居宅介護等事業（訪問介護事業） … 「相模原養護老人ホームヘルプステーション」および「シルバータウン大野台ケアセンター（ホームヘルプサービス）」の事業運営
  - ⑥認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護） … 「グループホーム相模原」の事業運営
  - ⑦老人短期入所事業 … 「相模原養護老人ホーム」「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
  - ⑧老人デイサービスセンター … 「シルバータウン大野台ケアセンター」の設置経営
  - ⑨障害福祉サービス事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「相模原ななほし」（就労継続支援B型事業所）の事業経営
  - ⑩生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業 … 「衣笠診療所」の事業運営
  - ⑪生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 … 「かながわライフサポート事業」への参加
  - ⑫特定相談支援事業 … 「相模原ななほし」の事業運営
- (3) 公益事業
- ①居宅介護支援事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
  - ②地域包括支援センター … 「シルバータウン大野台ケアセンター（大沼地域包括支援センター・大野台地域包括支援センター）」の事業運営
  - ③社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 … 法人本部のサービス区分における「介護職員初任者研修事業」の実施（令和3年度は休止予定）

## 2. 重点目標

### (1) 施設の整備・改修

築20年を超える施設が多数を占める現状を踏まえ、より安全なサービスを提供するために施設および設備の改修や再整備を行います。各事業所において施設全体の状態を点検・把握しながら、事後保全だけでなく予防保全を積極的に実施することで施設建物の長寿命化を図ります。

### (2) 沼間愛児園の建て替え

昨年度中、沼間愛児園改築準備委員会にて検討を重ねてきました。現在、令和3年度に仮設園舎の建設、令和4年度に解体及び本園舎の建設、令和5年度新園舎の開園というスケジュールで検討を進めており、今年度仮設園舎の建設を目指します。

### (3) 衣笠診療所の休止

昨年度理事会において、衣笠診療所の休止を決定しました。患者様に迷惑をかけないように、休止の手続きを進めていきます。

### (4) 感染症対応事業継続計画

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は依然として日本国内だけにとどまらず、世界中において猛威をふるっています。そのため感染症蔓延に対応した事業継続計画について検討を進めていきたいと考えます。

(5) コロナ禍における研修の見直し

新型コロナウイルス感染症により、生活様式が大きく変わってきております。その中で、以前からの研修方法では難しい状況になっております。リモート研修を含め、法人内の階層別研修や職場内研修の方法等を検討していきます。

(6) 人材の確保・育成

今後の世代交代を考え、幹部職員の果たすべき役割をしっかりと伝えるとともに、適材適所に人材を配置できるように育成をしていきます。また外国人人材の活用について、本会ではどのような活用の方法が一番良いのか、多角的に検討を進めていきます。

(7) ガバナンスの強化

評議員会と理事会の関係性を強化するとともに、各種会議の位置付けを再確認し事業に必要な意思決定を迅速化します。意思決定手順を明確にし、その結果を周知することで事業経営におけるガバナンスを強化します。

(8) 各事業部門における取り組み

《措置事業部門》

救護施設は、ウイズコロナに向けて、「救護施設のあり方」に示された、①真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割。②入所者の地域生活への移行と定着のための支援を「個別支援計画」に基づいて行い、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指す。③救護施設が培ってきた「住居支援」や「生活支援」等の強みを活かし、その機能を地域に積極的に展開することで、地域におけるセーフティネット機能の強化に貢献する。④保護実施機関（福祉事務所）や生活困窮者自立相談支援機関との関連を強化し、居住と生活に課題を抱える要保護者や生活困窮者等への支援の充実を図る。以上のことに取り組んでいく。全救協行動指針に基づき、地域共生社会における包括的支援体制の整備等における救護施設の役割等を見据え、各施設の行動指針の重点項目への取り組みを進める。ウイズコロナであっても、利用者の意思や意向を確認・尊重しながら個別支援計画に基づく本人のエンパワメントを高める支援を推進する。また、支援を要する方に必要な支援が届くように救護施設の社会的認知度の向上のため、救護施設の活動等について外部・地域に対する「見える化」を推進する。

母子生活支援施設は、DVや児童虐待、厳しい経済状況、多子、精神疾患など複雑・困難な課題を抱える利用者が増加の一途をたどっている。その反面母子生活支援施設の利用者の減少が続き、施設の暫定問題が大きな課題になっている。都道府県社会的養育推進計画の策定や児童虐待防止の施行にともないより一層、個々に寄り添った自立支援の充実が課題となっている。また、地域の子育て家庭への支援や妊娠期からの継続的支援、親子関係の再構築・修復機能など、社会的養護の子どもを増加させない取り組みの実践が求められているため、現状行っている支援に加えて、相談窓口の設置等取り組んでいく。

地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、既存の制度では対応できない「地域における公益的な取組」を創造して推進する。

《共生事業部門》

- ・国難ともいえるコロナ禍との戦いの中、新年度においても施設利用者及び職員の健康と命を守るべく、引き続き感染予防対策に努めます。また、感染症のみならず予想を超える自然災害が多発している現状もあり更なるBCP施策の見直しと強化を図ります。
- ・コロナ禍もあり、中長期計画が足踏み状態にあり現状に沿ったBSCシートの見直し、再検討が必要と思われ、具体的に向けた再検討委員会の開催を検討していきます。
- ・今後、介護サービスの提供においては「質の評価」と「科学的介護」の取り組みが求められており、更なる環境整備と職員への科学的介護の実現のための研修体制の充実を図ります。また、

多職種連携に向けたICT化の更なる充実に努めます。

- ・建物管理、修繕計画においては共生事業部門全体としての取り組みとして捉え、それぞれの施設との情報共有、情報交換を行いながらスケールメリットを生かした衛生用品の計画的な共同購入等、経費節減にも努めていきます。
- ・障がい事業については、引き続き利用率を上げるための取り組みを強化しつつ、購入者の方々からの評判も良いアクセサリーやオリジナルグッズの販売販路の拡大を目指します。
- ・今後予想される介護人材不足に備えて、技能実習生の導入についても検討を行い、実習見学や研修会等にも積極的に参加していきます。
- ・大野台地域包括支援センターが事務所を移転することから、より地域の中に根ざした法人となるよう、高齢者も、障害のある方も、子どもも、ともに望む生活が送れるよう地域共生社会の実現に向けた事業展開を進めていきます。

#### 《保育事業部門》

保育事業部門は昨年引き続き、コロナ禍での保育の在り方を地域性に考慮しながら検討・共有し、子どもや保護者が安心して通える環境を整えるとともに、職員にとっても今の状況の中での保育に希望をもって取り組めるよう、十分配慮していきます。

- ・新型コロナウイルス感染症の収束は先の見えない状況であり、そのことで今まで通りに出来ない行事等は多くなりましたが、施設ごとに模索し保護者の理解を得ながら行ってきたことで新たな方法が見えるなど、今までの保育を見直すきっかけにもなりました。今は大きく動くというより、振り返りを大事にする時期と捉え考えていきます。
- ・令和2年度新型コロナウイルス感染症のため中止していた、主任保育士研修会、保育主任研修会、財務研修会を再開し、スキルアップを目指します。またキャリアアップ研修も園内や家庭で受けられるよう配慮します。
- ・相変わらずの人材不足のため、より広く法人施設を知ってもらうため、思わず手に取り、読みたくなるような、法人に興味を持ってもらえるようなパンフレットをプロの力を借りながら作成します。併せて資料入れのクリアファイルも独自の物を作り、実習生や潜在保育士に配布します。
- ・沼間愛児園改築準備委員会において、令和3年度仮園舎建設と令和4年度本園舎建設に向け、これまで以上に話し合いを深め、準備を進めていきます。
- ・令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策への取り組みは変わりませんが、それぞれの地域で得た情報を共有しあい、さらに感染防止できるように努めます。

## II 事業計画

### 1. 主な事業計画

#### (1) 法人組織の活動計画

社会福祉事業24拠点と公益事業2拠点(会計基準準拠)の経営母体として、各施設等の事業を円滑に運営するため、次の会議を設置します。また、法人に事務局を置き、法人経営に関する事務を行います。

##### ①評議員会

法人業務の重要事項に関する意思決定機関です。8名の評議員で構成され、会計年度終了後3か月以内に1回、または必要に応じて開催されます。評議員は、理事会の推薦に基づき評議員選任・解任委員会によって選任されます。

##### ②理事会

法人業務の執行機関であり、7名の理事および2名の監事により構成されます。理事および監事は、評議員会によって選任されます。

### ③事業部門会議

◇措置事業部門会議 … 措置事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、措置事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇共生事業部門会議 … 共生事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、共生事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇保育事業部門会議 … 保育事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、保育事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

### ④施設長会議

各施設の運営上の重要事項を協議するほか、情報交換および情報伝達を行い、法人全体としての意志の疎通や調整を図ります。原則として奇数月および4月・12月に開催します。

#### (2) 会計監査の実施

会計監査人による会計監査を実施し、法人経営の健全性、正確性および透明性を担保します。会計監査人が期中に各事業所の状況を確認することで、より正確な会計処理を実践します。会計監査人は、評議員会によって選任されます。

#### (3) 法務部門の強化

事業経営上の法的課題に対応するため、引き続き弁護士と顧問契約を締結し、本会の法務対応能力を強化します。

#### (4) 事業継続計画の運用

平成25年度に策定した「事業継続計画の基本方針」および「災害時事業継続対応マニュアル」を各施設において策定している防災計画と連動させ、計画の有機的な運用を図ります。重点目標で掲げたとおり、感染症対策を盛り込んだ新たな事業継続計画の策定に取り組みます。

#### (5) 施設整備等事業

施設を利用される方々が、安心かつ安全にサービスの提供が受けられるよう、各施設の修繕や整備等を実施します。(実施内容は、各施設の事業計画を参照。)

沼間愛児園については、改築準備委員会による具体的な建て替え計画を進めます。

#### (6) 業務管理体制の推進

「法令等の遵守に関する規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築に向けた取り組みを推進します。また、「公益通報者保護規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図り、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を推進します。

#### (7) 「苦情解決体制」と「サービス評価」等の実施

「苦情解決体制」により、施設や保育所等の利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに福祉サービスの向上と施設等の信頼性を高めます。

第三者評価や施設のサービス評価を実施し、資質の向上とサービスの充実に努めます。

#### (8) 個人情報の保護および管理

「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、利用者等の個人情報の適正かつ安全管理に努めます。平成28年から運用が開始された「個人番号」については、基本方針の策定、規程の制定、事務取扱担当者の選任等を通じて、より厳格な安全管理を実践します。

#### (9) 法人・施設情報の公開と発信力の強化

本会のウェブサイトを活用し、法人および各事業所の活動内容や財務状況等に関する情報について、利用者および広く市民に向けて公開します。また、事業所において実践している地域に向けた取り組みや公益的な活動については、より積極的に発信します。

全国社会福祉法人経営者協議会が開設する情報公開ページを活用し、本会の事業内容や財政状況を公開します。

社会福祉関係の情報、法人内の動向、職員からの投稿などを掲載した「クォーター同援」を年4回（960部）発行し、全職員と関係機関へ配布します。また、各施設においては、利用者やその家族並びに地域に向けた施設の情報紙を定期的に発行します。

(10) 一般事業主行動計画の推進

平成30年度に策定した次世代法・女性活躍推進法一体型の一般事業主行動計画（計画期間5年間）に基づき、職員の仕事と家庭の両立支援を推進するとともに一層働きやすい職場づくりを進めます。本会では「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者」として認証を受け（認証番号77）、登録されています。

(11) 障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用の実雇用率を法定雇用率（2.3%）へ引き上げるよう、障害者の雇用の促進します。

(12) 高年齢者継続雇用の確保

高年齢者雇用安定法に基づき制定された再雇用制度により、職員の定年後の雇用安定化に努めます。

(13) 福利厚生事業の実施

① 永年勤続者等表彰式

本会の創立記念日（10月1日）に合わせ、永年勤続者等の職員表彰を実施します。また、全職員を対象にその資質向上を図るため、業務に係る資格取得者に記念品を贈呈します。

② 定年退職者への感謝状贈呈式

定年退職者の労に報いるため、退職時に感謝状および記念品の贈呈を行います。

③ 職員交流事業の実施

法人内の職員間の交流と親睦を深めることを目的にレクリエーション活動等の職員交流事業を実施します。

④ 職員の健康管理の実施

常に質の良いサービスを提供するため、職員が健康で働くための定期的な健康診断とインフルエンザ等の予防接種を実施します。また、すべての事業所においてストレスチェック制度を導入し、精神面での健康管理を実施します。

⑤ 各種制度等の活用

育児休業制度や介護休業制度を始め、リフレッシュ休暇や会員制クラブ（オーナーズクラブ）の利用など、職員が健康で働きやすい職場環境の整備を進めます。

⑥ 職員慶弔金等の支給

「職員慶弔金等支給基準」に基づき、パートタイム職員を含めた全職員へ慶弔金等の支給を行います。

(14) 資産の運用

安定的な財務基盤を確保するため、「資金運用規程」に基づき、本部および各拠点区分の預貯金等資産の安全かつ効率的な運用を進めます。

(15) 法人内部における研究会（委員会）および研修会

施設サービスの向上と人材育成等職員の資質向上を目的とし、次の研究会および研修会を実施します。またコロナ禍における新たな形での研修体系も検討していきます。

① 新任職員研修会

新たに本会に採用された職員を対象に、法人の理念・沿革や施設の概要および労働条件に関する事項についての研修を採用時に実施します。また、社会人としての心構えや仕事の進め方の基本を習得するため、本会職員が講師を務める新任向け階層別研修を実施します。

②事務担当者研修会

確実な会計処理、透明性の高い財務管理を目標に予算編成や決算書作成等経理事務の担当者を対象とした実務研修を実施します。

③定年後の社会保険研修会

定年退職予定者を対象に今後の生活設計に役立てるため、退職後の社会保険等の事務手続き等について、社会保険労務士等の専門家による研修を実施します。

④階層別研修（平成30年度より実施）

新任層、中堅層、指導層、管理職層の各階層を対象として、ビジネス上の一般常識から組織経営に関する理論まで、各階層に必要と認められる知識や技能を習得するための研修体系の構築を目指します。今年度はS1等級からS3等級を対象として、階層別S1研修を実施します。

⑤主任保育士研修会

保育所の主任保育士（副施設長の兼務を含む）による情報交換や保育所運営に関する研究の場として研修を実施します。

⑥保育主任研修会

保育主任を対象として情報共有や保育技術の研究、後輩保育士の指導・育成方法など保育主任としての職務遂行能力を高めるための研修を実施します。

⑦給食担当者研修会

入所施設給食担当者および保育所給食担当者を対象に給食の献立や調理方法等の研修をそれぞれ実施します。

⑧施設間交流研修（平成19年度より実施）

職員が他施設の事業内容を理解し、日常のサービスや質の向上に資することを目的として、入所施設または保育所間における、施設間交流研修を実施します。

⑨その他研修会

必要に応じて、専門講師等を招き研修会を実施します。

(16) 外部研修等への積極的な参加

法人経営および施設運営の資質向上と人材育成を目的として、「職員研修実施方針」に基づく「令和3年度職員研修実施計画書」により、階層別または職種別に行われる外部団体の主催する研修会等へ職員を積極的に派遣します。

※なお、新型コロナウイルス感染症により実施できない場合もあります。

以上